

綾瀬市地域計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）について、同条第6項に基づき意見を聴取するため、綾瀬市地域計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域計画の策定又は変更に当たり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の関係者の意見を取りまとめること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 検討会の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 綾瀬市農業委員会会長
- (2) さがみ農業協同組合綾瀬地区運営委員長
- (3) さがみ農業協同組合綾瀬営農経済センター長
- (4) 綾瀬市園芸協会会長
- (5) JAさがみ綾瀬市農産物直売者会会長
- (6) 綾瀬市畜産協会会長
- (7) 神奈川県県央地域県政総合センター職員
- (8) 公益社団法人神奈川県農業会議職員
- (9) 綾瀬市農政主管部長
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は綾瀬市農業委員会会長を、副会長は綾瀬市農政主管部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、検討会の議長となる。

3 検討会は、構成員（構成員の委任を受けた者を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 検討会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、農政主管課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。